

物 品 購 入 仕 様 書

1. 件 名 令和8年度 全有機炭素計購入

2. 納入場所 岩沼市南長谷字宿 地内 (岩沼市外一市四町水道水質検査センター)

3. 納入期限 令和9年2月26日迄とする。

4. 機器仕様

(1) 測定項目

有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)

(2) 測定対象

水道原水 (河川水、地下水) 及び水道水

(3) 納入機器等及び数量

本装置は、水質基準に関する省令及び告示法に準拠した分析装置であること。

ア TOC分析装置	1台
イ オートサンプラー	1台
ウ 試薬類初期セット	一式
エ 消耗品及び付属品	一式

(4) 詳細仕様

ア TOC分析装置

- ① 1試料 (検体) あたり15分以内に測定可能なこと。
- ② 68検体の連続測定 (下記イ②参照) を計画しているが、その測定スケジュールは7パターンの登録及び保存が可能で、次回測定時の再利用も可能なものとする。
- ③ 分析データ処理及びデータ出力が可能なこと。
- ④ 上記において新たにパソコン導入が必要な場合、これに要する費用は受注者の負担とし、契約金額に含めるものとする。
- ⑤ 既存パソコン (Windows11) や新たに導入するパソコンに専用ソフトウェアが必要な場合、これに要する費用は受注者の負担とし、契約金額に含めるものとする。
- ⑥ 測定する検体の原水濁度については、20度まで希釈なしで測定が可能であること。

イ オートサンプラー

- ① TOC分析装置に試薬及び試料の自動注入が可能なこと。
- ② 68検体 (ブランク、標準試料等を含む。) の連続測定ができること。

エ 試薬類初期セット

装置に必要な調製試薬 500検体分を納入すること。

オ 消耗品及び付属品

- ① サンプルバイアル 500個を納入すること。
- ② 試薬導入ボトル、調圧器等この装置に係わる付属品を納入すること。

5. 機器の設置

- (1) 既存のキャリアガスの供給元から購入機器までの配管に要する費用は受注者負担とし、契約金額に含めるものとする。

(2) 機器の正常動作に必要な配線接続、初期設定および動作調整を実施すること。

6. 設置後の精度確認

機器等を設置後、精度確認試験を行い報告書を提出すること。

(1) 検査方法

水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法

(平成15年厚生労働省告示第261号 別表第30)

(2) 発注者支給品

ア 検量線作成の標準試料及び試験試料は、当検査センターで調製したものを支給する。

イ 使用するキャリアガスは、発注者が用意するものとする。

(3) 精度確認方法

下表に示す標準試料濃度により、4点検量線（相関係数が直線で0.995以上であること。）を作成し、試料の繰り返し試験を行うこと。

その結果、濃度変動係数が10%以下かつ5検体すべての設定濃度からの誤差率が±20%以内であること。

測定対象物質	標準試料濃度 (mg/L)	繰り返し試験 試料(mg/L)
TOC	0.3、1.0、3.0、5.0	0.3

7. 操作研修及び提出書類

(1) 精度確認後、水質検査センターの担当者に対し、操作方法や点検等の研修を行うこと。

(2) 本機器の性能等について記載された仕様書、取扱説明書を各1部提出すること。

(3) 納入写真 着手前・施工中・完成の記録並びに確認の写真等とする。

(4) その他必要とする書類

8. 既存機器の廃棄処分

旧装置の廃棄にかかる費用(解体費、運搬費、廃棄処理費など)はすべて受注者の負担とし、契約金額に含めるものとする。

(1) 全有機炭素計 TOC-V CPN W440×D560×H460mm 40kg (株)島津製作所製

(2) オートサンプラー ASI-V W370×D540×H490mm 13kg (株)島津製作所製

9. メンテナンス体制及びその他

(1) メーカー等によるアフターサービス、メンテナンス体制が整備されており、故障に際しては、速やかな修理対応が可能なこと。

(2) その他の詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、協議のうえ決定する。